

令和元年台風第 19 号災害 長野市 復旧・復興方針

長野市

I 基本的な考え方

- ・令和元年台風第 19 号災害により被災された市民の皆様に 1 日も早く日常生活を取り戻していただけるよう、国・県・災害応援協定を締結している自治体や団体等と連携するとともに、ボランティアをはじめ、多くの皆様のご協力を得て、最善・最速での復旧に努めます。
- ・本方針は、被災された市民の皆様に、本市としての復旧に向けた当面の取組や復興に際しての基本的な考え方を示すため、県の「令和元年台風第 19 号災害 復旧・復興方針」を踏まえ、策定するものです。なお、今後、取組の具体的な内容の追加などを順次行っていきます。
- ・中長期的な復興については、被災された地域の住民の皆様をはじめ、様々な立場の皆様のご意見をお聴きするなどしながら、「Ⅳ 今後の復興に向けた考え方」に基づき、今後、復興計画の策定を含め具体的に検討を進めていきます。

Ⅱ 被災された方々への支援

1 生活支援

(1) 災害相談の受付

- ・本庁及び支所に、申請や相談を受付する災害相談窓口を設けます。
(地域活動支援課)
- ・孤立防止のための見守りや相談の受付等を実施します。(福祉政策課)
- ・「長野市国際交流コーナー」において、外国人の方からの相談に応じます。(観光振興課)

(2) 当面の住まいの確保・提供

- ・市営住宅等を提供します。(住宅課)
- ・民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供します。(住宅課)
- ・応急仮設住宅を建設し、提供します。(住宅課)

(3) 住宅再建の支援

- ・住宅の応急修理や住居敷地内の障害物の除去を支援します。（建築指導課）
- ・被災者生活再建支援制度による支援金を支給します。（福祉政策課）
- ・被災家屋の公費解体を実施します。（生活環境課、建築指導課）

(4) 生活資金の支援

- ・負傷又は住居、家財の損害を受けた方に、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。（福祉政策課）
- ・市税、保険料、保育料及び各種使用料等の減免等を行います。（市民税課、資産税課、収納課、国民健康保険課、高齢者活躍支援課、介護保険課、保育・幼稚園課、営業課ほか）
- ・各種証明書交付等手数料を免除します。（市民税課、資産税課、収納課、市民窓口課、国民健康保険課、高齢者活躍支援課、介護保険課）
- ・り災証明書を交付します。（資産税課）

(5) 災害見舞金等の支給、災害義援金等の募集・配分

- ・災害弔慰金、災害見舞金等を支給します。（福祉政策課）
- ・災害義援金を募集し、長野県から配分される義援金を合わせて、被災者へ届けます。（介護保険課）

(6) 災害廃棄物の処理

- ・被災地の災害廃棄物を官民一体のOne Nagano（ワン ナガノ）の取組等によって早期に搬出します。（廃棄物対策課、生活環境課）
- ・仮置き場の災害廃棄物の適正処理を進めます。（廃棄物対策課、生活環境課、資源再生センター）

(7) 土砂・泥、土砂混じりがれき等の撤去

- ・道路や宅地、農地等に堆積した土砂・泥、土砂混じりがれき等の早期撤去を進めます。（維持課、環境保全温暖化対策課、森林農地整備課）

(8) 身体と心のケア

- ・保健師等が健康相談を実施するとともに、必要に応じて家庭訪問等により相談に応じます。（健康課）
- ・こころの不調でお困りの方へ、保健師等が相談に応じます。（健康課）
- ・高齢者や障害者の困りごとの相談に応じるとともに、必要な支援を実施します。（地域包括ケア推進課、障害福祉課）
- ・子どもの相談支援について、専門の相談員等が相談に応じます。（子育て支援課）

- ・児童生徒の心のケアを行うため、スクールカウンセラーを派遣します。（学校教育課）
- ・女性のための相談について、女性相談指導員が相談に応じます。（人権・男女共同参画課）
- ・犬・猫の飼育の継続が困難になった場合、必要に応じて一時的にお預かりします。（食品生活衛生課）

(9) 教育・保育の実施

- ・被災した小・中学校に在籍している児童生徒の通学支援を行うなど、学びの機会を確保するとともに、児童生徒に寄り添った教育を実施します。（学校教育課）
- ・被災した保育所に在籍している園児への保育を実施します。（保育・幼稚園課）
- ・被災した小学校に在籍している児童の放課後の居場所を提供します。（こども政策課）
- ・臨時託児所を開設します。（保育・幼稚園課）

(10) 情報発信

- ・広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用し、必要な情報をきめ細かく発信します。（広報広聴課）
- ・外国人の方向けに、SNSやホームページにより情報発信を行います。（観光振興課）

2 産業への支援

(1) 農業

- ・農業用の施設及び機械の修繕・再建・取得を支援します。（農業政策課）
- ・代作用の種苗や肥料、資材等の購入を支援します。（農業政策課）

(2) 商工業・雇用

- ・経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、融資制度を通じて資金繰りを支援します。（商工労働課）
- ・中小企業者の建物・設備等の復旧や事業の復興に向け、関係機関と連携し、国・県等の補助制度の活用を支援します。（商工労働課）
- ・国、県、関係機関の相談窓口と連携して、中小企業者の経営、金融、雇用に関する相談に対応します。（商工労働課）

(3) 観光

- ・風評被害を払拭し、観光需要を早期に回復するため、インバウンドを含む誘客に向けて情報発信を行います。（観光振興課）

Ⅲ 地域の復旧に向けた取組

1 インフラ・ライフライン等の復旧

- ・市が管理する河川について、閉塞を解消するとともに、崩壊した護岸等を復旧します。（河川課）
- ・排水機場を復旧します。（森林農地整備課、河川課）
- ・農道、用排水路、取水施設等の土地改良施設及び林道を復旧します。（森林農地整備課）
- ・上下水道施設を復旧します。（浄水課、下水道整備課、下水道施設課、営業課）
- ・市道を復旧します。（道路課）
- ・地すべり対策を進めます。（森林農地整備課、河川課）
- ・公園施設を復旧します。（公園緑地課）

2 地域における公的サービス等の復旧

- ・支所の機能を復旧します。（地域活動支援課）
- ・地域における消防の拠点を復旧します。（消・総務課、警防課）
- ・被災前の小・中学校、保育所単位での教育、保育を再開します。（教・総務課、保育・幼稚園課）
- ・被災した各種公共施設等の機能復旧を進めます。（各施設所管課）

3 その他

- ・文化財の修理・保全等を支援します。（文化財課、博物館）
- ・ふるさと納税による寄附を募集し、地域の復旧等に活用します。（企画課）

Ⅳ 今後の復興に向けた考え方

- ・復興にあたっては、「幸せ実感都市『ながの』」の実現に向けて、災害に強い持続可能なまちづくりの観点を持って取り組みます。
- ・抜本的な治水対策について、国等に要望します。
- ・今後の新たな災害発生に備え、防災・減災のあり方を検証するとともに、国・県・他自治体との連携を含め、対策を強化します。
- ・住民自治協議会等との連携により、住民等の交流やコミュニティの維持を支援します。
- ・農林業や商工業、観光業の振興を図るとともに、長期的な視点に立ち、高付加価値の創出に向けた取組を支援します。